年報体育社会学投稿規程の一部を改正する規程（案）

資料④

(改正理由)

一般社団法人日本体育学会が一般社団法人日本体育・スポーツ・健康学会に名称変更を行ったことに伴い，所要の改正を行うものである。

　　制　定　　令和４年　月　日

年報体育社会学投稿規程（2018(平成30)年8月25日制定）の一部について，下表右欄(「現行」欄)を同表左欄(「改正後」欄)のように改正する。

|  |  |
| --- | --- |
| 改正後 | 現行 |
|  |  |
| （目的）  第１条　日本体育・スポーツ・健康学会体育社会学専門領域（以下「専門領域」という）の機関紙（「年報体育社会学」という）発行の事業を行うため，会則第９条第２項にもとづき本規程を設ける． | （目的）  第１条　日本体育学会体育社会学専門領域（以下「専門領域」という）の機関紙（「年報体育社会学」という）発行の事業を行うため，会則第９条第２項にもとづき本規程を設ける． |
| （種類）  第３条　（一部省略）なお，日本体育・スポーツ・健康学会等における口頭発表等（抄録掲載内容を含む）や口頭発表等に用いた資料の内容を充実させた論文，あるいは各種研究助成金の交付を受けた研究をまとめた論文は，投稿ができるものとする． | （種類）  第３条　（一部省略）なお，日本体育学会等における口頭発表等（抄録掲載内容を含む）や口頭発表等に用いた資料の内容を充実させた論文，あるいは各種研究助成金の交付を受けた研究をまとめた論文は，投稿ができるものとする． |
| （被験者および動物実験の取り扱い）  第12条　論文の作成に際して，被験者や被験動物の取り扱いについては，日本体育学会（現日本体育・スポーツ・健康学会）の総会で採択した「研究者の倫理について（覚書）」を参照し，人権擁護・動物愛護の立場から十分注意するとともに，実際に配慮した点を論文中に明記する． | （被験者および動物実験の取り扱い）  第12条　論文の作成に際して，被験者や被験動物の取り扱いについては，日本体育学会の総会で採択した「研究者の倫理について（覚書）」を参照し，人権擁護・動物愛護の立場から十分注意するとともに，実際に配慮した点を論文中に明記する． |
| 附　則  本規程は，2022（令和４）年　月　日から施行する． |  |

投稿の手引きの改正（報告）

（旧）

３．原稿の作成

　一般社団法人日本体育学会「体育学研究」投稿の手引きの「Ⅲ．原稿の作成」に準じて作成してください．

（新）

３．原稿の作成

　一般社団法人日本体育・スポーツ・健康学会「体育学研究」投稿の手引きの「Ⅲ．原稿の作成」に準じて作成してください．